

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する  
条例案要綱

1 改正の理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等による母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、新たに父子家庭に対する福祉の措置として父子福祉資金の貸付けが定められたことに伴い、当該貸付けに係る事務を市（大津市を除く。）に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 父子福祉資金の貸付けに係る繰上償還等の事務について、市（大津市を除く。）が処理する事務に加えることとします。（別表関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。



議第 号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 26 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表(38)の項中「母子及び寡婦福祉法施行令（）」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号。以下この項において「改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号。以下この項において「旧法」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（）」に、「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 207 号。以下この項において「改正政令」という。）」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 313 号）第 1 条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号。以下この項において「旧政令」という。）」に改め、同項イ中「第 32 条第 2 項」の右に「ならびに改正法附則第 3 条第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する資金（以下この項において「旧資金」という。）に係る旧法第 32 条第 1 項において読み替えて準用する旧法第 13 条第 3 項」を加え、同項ウ中「含む。）」の右に「および旧資金に係る旧法第 32 条第 4 項において読み替えて準用する旧法第 15 条第 1 項」を加え、同項エ中「（政令第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）」を「、第 31 条の 6 第 3 項ただし書および第 37 条第 3 項ただし書ならびに旧資金に係る旧政令第 37 条第 2 項において準用する旧政令第 8 条第 3 項ただし書」に改め、同項オ中「（政令第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）および改正政令附則第 4 条第 5 項」を「、第 31 条の 6 第 5 項および第 37 条第 5 項ならびに旧資金に係る旧政令第 37 条第 2 項において読み替えて準用する旧政令第 8 条第 5 項」に改め、同項カ中「（政令）」の右に「第 31 条の 7 および」を、「含む。）」の右に「および旧資金に係る旧政令第 38 条において準用する旧政令第 17 条ただし書」を加え、同項キ中「第 38 条において準用する場合を含む。）および改正政令附則第 4 条第 8 項」を「第 31 条の 7 および第 38 条において読み替えて準用する場合を含む。）および旧資金に係る旧政令第 38 条において読み替えて準用する旧政令第 19 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第1条関係）

| 旧  | 新   |
|--|---|
| <p>本則 省略<br/>別表（第2条関係）<br/>(1)～(37) 省略</p> <p>(38) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。）および児童福祉法（昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」という。）および寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「旧法」という。）の施行のための規程のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第13条第1項、第31条の6第1項および第32条第1項の規定による貸付けに係る申請の受付</p> <p>イ 法第13条第3項、第31条の6第3項および第32条第2項の規定による継続貸付けに係る申請の受付</p> | <p>本則 省略<br/>別表（第2条関係）<br/>(1)～(37) 省略</p> <p>(38) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。）および児童福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「旧法」という。）の施行のための規程のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第13条第1項、第31条の6第1項および第32条第1項の規定による貸付けに係る申請の受付</p> <p>イ 法第13条第3項、第31条の6第3項および第32条第2項ならびに改正法附則第3条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する資金（以下この項において「旧資金」</p> |

という。)に係る旧法第32条第1項において読み替えて準用する旧法第13条第3項の規定による継続貸付けに係る申請の受付

ウ 法第15条第1項(法第31条の6第5項および第32条第5項において準用する場合を含む。)および旧資金に係る旧法第32条第4項において読み替えて準用する旧法第15条第1項の規定による償還の免除に係る申請の受付

エ 政令第8条第3項ただし書、第31条の6第3項ただし書および第37条第3項ただし書ならびに旧資金に係る旧政令第37条第2項において準用する旧政令第8条第3項ただし書の規定による繰上償還に係る申出の受付

オ 政令第8条第5項、第31条の6第5項および第37条第5項ならびに旧資金に係る旧政令第37条第2項において読み替えて準用する旧政令第8条第5項の規定による据置期間の延長に係る申請の受付

カ 政令第17条ただし書(政令第31条の7および第38条において準用する場合を含む。)および旧資金に係る旧政令第38条において準用する旧政令第17条ただし書の規定による違約金の免除に係る申請の受付

キ 政令第19条第1項(政令第31条の7および第38条において読み替えて準用する場合を含む。)および旧資金に係る旧政令第38条において読み替えて準用する旧政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予に係る申請の受付

ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に

ウ 法第15条第1項(法第31条の6第5項および第32条第5項において準用する場合を含む。)の規定による償還の免除に係る申請の受付

エ 政令第8条第3項ただし書(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定による繰上償還に係る申出の受付

オ 政令第8条第5項(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)および改正政令附則第4条第5項の規定による据置期間の延長に係る申請の受付

カ 政令第17条ただし書(政令第38条において準用する場合を含む。)の規定による違約金の免除に係る申請の受付

キ 政令第19条第1項(政令第38条において準用する場合を含む。)および改正政令附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予に係る申請の受付

ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に

|                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> |
| <p>(39)～(76) 省略</p>                  | <p>(39)～(76) 省略</p>                  |

